

ぐんま地産地消推進店認定要領

第1 目的

県民が身近な場所で県産農畜産物を購入・消費する機会を増やすことは、県産農畜産物への愛着の醸成と「食」と「農」への理解促進及び消費拡大を図るために重要である。

この要領は、地域で生産された県産農畜産物を販売又は提供する小売店等を「ぐんま地産地消推進店」（以下「推進店」という。）として認定すること及び関連する取組の実施に必要な事項を定める。

第2 認定対象店

認定の対象となる店舗等は、群馬県内において営業し、地域で生産された県産農畜産物又は県産農畜産物を使用した加工品を販売又は提供している小売店、飲食店、宿泊施設（ホテル・旅館等）、総菜店等とする。

第3 認定基準

推進店の認定を受けようとする者は、次の各号の基準を満たさなければならない。

（1）県産農畜産物の販売・提供

小売店等…県産農畜産物又は県産農畜産物を使用した加工品を、概ね年間を通して販売していること。

（食材数ベースで年間平均6割以上又は販売している県産農畜産物の品目数が年間合計20品目以上）

飲食店等…県産農畜産物又は県産農畜産物を使用した加工品を主たる食材とした料理を、概ね年間を通して提供していること。

（食材数ベースで年間平均5割以上又は料理に使用している県産農畜産物の品目数が年間合計10品目以上）

（2）特徴的な取組

県産農畜産物を扱う専用の販売コーナーの設置又は店内・施設内表示やメニュー表等に、県産農畜産物の使用を明記していること。

（3）県産農畜産物の販売又は提供を、今後も増やしていこうとする意欲があること。

第4 申請方法

推進店の認定を受けようとする者は、「ぐんま地産地消推進店認定申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、知事に提出するものとする。

第5 認定審査

1 知事は、「ぐんま地産地消推進店認定申請書」（別紙様式1）を受理した場合、第3の認定基準に基づき内容を審査し、認定の可否を決定する。また、必要に応じて現地調査を実施するものとする。

2 審査の結果は、申請者に対し「ぐんま地産地消推進店認定通知書」（別紙様式2の1）

又は「ぐんま地産地消推進店非認定通知書」（別紙様式２の２）により通知するものとする。

- 3 認定期間内に、「ぐんま地産地消推進店認定通知書」（別紙様式２の１）の記載内容に、変更が生じた場合は、速やかに「ぐんま地産地消推進店申請内容変更届」（別紙様式３）を知事に提出するものとする。
- 4 認定期間内に、「ぐんま地産地消推進店認定通知書」（別紙様式２の１）の記載内容に、変更が生じていることが判明した場合は、県は推進店に確認を行い、必要に応じて情報の修正を行うものとする。

第６ 優良店

- 1 知事は、推進店の認定を行うに当たり、第３の認定基準に基づき第５の認定審査を行った結果、次のア～カに掲げる取り組みを高水準で行っている場合は、ぐんま地産地消優良店（以下「優良店」という。）として認定することができる。高水準の判断基準は別途定める。

ア 県域主要品目の提供状況

イ 地域推進品目、G-アナライズ&PRチームリポート発表品目、県又は市町村が推奨する認証食品の提供状況

ウ 野菜、肉類、米、小麦粉（又はそば粉）の県産品の提供状況

エ 行政が推進する地産地消関連施策への協力

オ 地産地消PRイベント等の実施

カ その他特徴的な取り組み

- 2 知事は、優良店のうち、特に取組が優れていると認められるものに対し、知事感謝状を贈呈することができる。
- 3 優良店に係る認定期間、認定証の交付は、推進店に準ずる。
- 4 優良店は、推進店でなくなったとき又は認定期間満了時に認定を継続するために行った推進店の認定審査において、優良店として認定されなかった場合、優良店ではなくなる。

第７ 認定期間

- 1 推進店の認定期間は原則３年間とし、知事は第５に掲げる「ぐんま地産地消推進店認定通知書」（別紙様式２の１）によりその期間を示すものとする。
- 2 認定期間満了後も継続して推進店の認定を受けようとする者は、知事が指定する日までに「ぐんま地産地消推進店認定申請書」（別紙様式１）を知事に提出するものとする。

第８ 認定証の交付

知事は、第５の認定審査において推進店の認定を受けた者に対し、認定証を交付する。ただし、認定期間満了後継続申請をしない場合並びに認定の取り消し又は認定の辞退があった場合は、速やかに認定証を返却するものとする。

第 9 認定の取り消し

推進店が、第 3 の認定基準を満たさなくなったとき又はその他法令違反等推進店に相応しくない事由が発生したときは、知事は認定を取り消すことができる。

第 10 認定の辞退

推進店が認定を辞退するときは、「ぐんま地産地消推進店辞退届」（別紙様式 4）を知事に提出するものとする。

第 11 推進店の表示

推進店は、第 8 で交付された認定証を店頭又は店内の見えやすい場所に掲示し、自らも推進店であることの P R に努めるものとする。

第 12 推進店の広報

- 1 知事は、県のホームページ及び広報誌等において、推進店の広報を行う。
- 2 知事は、推進店に対して県で発行する広報誌・情報誌の発送、各種会議・研修会のお知らせ、食材の仕入れに関する情報提供等を行う。

附 則

この要領は、平成 16 年 12 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 1 月 9 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 12 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 10 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 8 日から施行する。